

## 重要事項のご説明

この書面では、家畜共済の死亡廃用共済包括共済関係（以下「死亡廃用共済」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずご一読いただき、お申込みいただくようお願いします。

### 契約概要

死亡廃用共済の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については弊組合のホームページ「事業規程」をご覧ください。

### ○用語のご説明

|            |   |
|------------|---|
| 共済目的       | 補償対象となるものです。  |
| 共済掛金期間     | 共済目的が補償対象となる期間です。   |
| 共済価額       | 共済掛金期間中に飼養すると見込まれる共済目的の評価額の合計金額です。  |
| 共済金額       | 共済目的に対する補償金額のことで、お支払いする共済金の限度額です。   |
| 共済金        | 共済事故が発生した際に、弊組合がご契約者やその指定された受取人に支払う金額です。  |
| 共済事故       | 共済金が支払われる損害の原因になる事由です。  |
| 共済掛金       | 補償に対する対価としての、掛金総額です。  |
| 国庫負担共済掛金   | 共済掛金の内、国が負担する金額です。  |
| 組合員等負担共済掛金 | 共済掛金から国庫負担共済掛金を差引いたご契約者にご負担いただく金額です。  |
| 賦課金        | ご契約者にご負担いただく事務手数料です。  |
| 特定事故       | 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）、風水害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡又は廃用です。<br>※家畜伝染病にあっては患畜又は疑似患畜、届出伝染病にあっては真症のものです。 |
| 一般事故       | 特定事故以外の死亡又は廃用です。  |
| 待期間        | ご契約成立後、原則補償の対象外となる期間です。<br>○新規加入時や月齢が加入される包括共済家畜区分に達した個体は、その日から2週間<br>○出生及び導入した個体は、次の日から2週間   |
| 死廃共済金支払限度額 | 過去の被害率が高い方に設定され特定事故以外の共済事故に適用する補償上限額です。   |
| 危険段階別共済掛金率 | ご契約者ごとの過去の損害率に応じた掛金率です。   |

# 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1) 制度の仕組み

### 契約概要

死亡廃用共済は、農業保険法に基づき、不慮の死亡や廃用事故等によるご契約者が飼養する家畜に係る損失を補てんし、農業経営の安定をはかることを目的とした政策保険です。

## (2) 共済目的及び加入資格者

### 契約概要

#### ①共済目的

包括共済家畜区分ごとに加入ができ、子牛等については育成乳牛又は育成・肥育牛に付帯して加入することができます。なお、共済掛金期間中に加入いただいた包括共済家畜区分に該当する個体は全てご契約の対象となります。

#### ②加入資格者

群馬県内に住所を有し、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営み、弊組合が牛トレーサビリティ（以下「トレサ情報」）又は飼養管理等の記録を利用することに協力を得られる方となります。

〈包括共済家畜区分一覧〉

| 包括共済<br>家畜区分  | 対象家畜  | 資産<br>種類 |
|---------------|---|----------|
| 搾乳牛           | 満24月齢以上の乳牛の雌で搾乳の用に供される牛   | 固定       |
| 育成乳牛<br>子牛等   | 満24月齢未満の乳牛の雌  | 棚卸       |
|               | 子牛・・・出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌<br>胎児・・・授精等を行った日を含め240日を経過した乳牛         |          |
| 繁殖用雌牛         | 満24月齢以上の肉用牛の雌で繁殖の用に供される牛  | 固定       |
| 育成・肥育牛<br>子牛等 | 搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛   | 棚卸       |
|               | 子牛・・・出生後第5月の末日を経過しない育成乳牛以外の牛<br>胎児・・・授精等を行った日を含め240日を経過した乳牛でない牛 |          |
| 繁殖用雌馬         | 満36月齢以上の馬の雌で繁殖の用に供される馬  | 固定       |
| 育成・肥育馬        | 繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬  | 棚卸       |
| 種豚            | 繁殖用の豚で出生後第5月の月の末日を経過した豚   | 固定       |

〈胎仔・子牛の包括共済家畜区分一覧〉

|    | 乳用種  |        | 交雑種    |        | 肉用種    |        |
|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    | 雌    | 雄      | 雌      | 雄      | 雌      | 雄      |
| 胎児 | 育成乳牛 | 育成乳牛   | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 |
| 子牛 | 育成乳牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 | 育成・肥育牛 |

死亡時が胎内か出生後か不明なときは、肺呼吸、既往歴の記録等から出生後に生存していたことが確認できる場合は子牛、それ以外の場合は胎児で死亡したものとします。

### (3) 共済事故及び補償の対象にならない主な事項

契約概要

注意喚起情報

#### ①共済事故

##### ○死亡事故

成牛、子牛等、馬及び豚の次の場合を除く死亡

- ・と殺による死亡
- ・家畜伝染病予防法第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

##### ○廃用事故

成牛、子牛、馬及び種豚の次の各号いずれかに該当した廃用

- 1号 疾病又は不慮の傷害（3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんした場合
- 2号 不慮の厄災によって救うことの出来ない状態に陥った場合
- 3号 骨折、は行もしくは両目失明又は牛伝染性リンパ腫、BSEその他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治療の見込みのないものによって使用価値を失った場合
- 4号 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかになった日の翌日から30日以上生死が明らかでない場合
- 5号 乳牛の雌が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失った場合
- 6号 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害によって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかになった場合
- 7号 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値が無いことが明らかな場合

##### ☆事故除外方式

飼養経験年数が継続して5年以上（搾乳牛、育成乳牛に限り、飼養頭数が6頭以上の条件追加）の場合には、包括共済家畜区分ごとに共済事故の一部を補償対象としない加入方式（事故除外方式）を選択することができます。補償対象となる共済事故は限定されますが、掛金負担が抑えられます。

#### <事故除外方式一覧>

| 包括共済<br>家畜区分    | 事故除外<br>方式種類 | 事故区分 | 補償対象の有無（白抜き部分が補償対象） |      |    |    |    |    |    |    |  |
|-----------------|--------------|------|---------------------|------|----|----|----|----|----|----|--|
|                 |              |      | 死亡<br>事故            | 廃用事故 |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              |      |                     | 1号   | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |  |
| 搾乳牛<br>育成乳牛     | 1号のイ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 | 1号のロ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 | 1号のハ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
| 繁殖用雌牛<br>育成・肥育牛 | 2号のイ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 | 2号のロ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 | 2号のハ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |
|                 |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |  |

| 包括共済<br>家畜区分 | 事故除外<br>方式種類 | 事故区分 | 補償対象の有無（白抜き部分が補償対象） |      |    |    |    |    |    |    |
|--------------|--------------|------|---------------------|------|----|----|----|----|----|----|
|              |              |      | 死亡<br>事故            | 廃用事故 |    |    |    |    |    |    |
|              |              |      |                     | 1号   | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |
| 繁殖用雌馬        | 3号           | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |
|              |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |
| 種豚           | 4号のイ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |
|              |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |
|              | 4号のロ         | 一般事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |
|              |              | 特定事故 |                     |      |    |    |    |    |    |    |

## ②補償の対象にならない主な事項

- ・ご契約者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
  - ・ご契約者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
  - ・ご契約者（ご契約者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害
  - ・正当な理由がなく組合員等負担共済掛金及び賦課金の支払いが遅滞した場合
  - ・廃用事故に係わるものをやむを得ない事由を除き弊組合の承諾を得ずにと殺又は譲り渡した場合
  - ・通常すべき管理その他損害防止の義務を怠り生じた損害
- 例　関節炎・関節周囲炎の運動器疾患が発生した際、速やかな獣医師への診療依頼及び適切な看護を怠った場合の廃用事故（共済金50%免責）
- ・待期間中に発生した次のア～ウの場合を除いた共済事故
    - ア. 共済事故の原因が補償開始後に生じたことが明らかな場合
    - イ. 牛の胎児又は子牛であって、その母牛と共済関係があり待期間を経過している場合
    - ウ. 他の加入者の飼養管理のもと2週間以上共済関係があり、譲渡後1週間以内に導入された場合
  - ・牛伝染性リンパ腫に係る共済事故発生時、次のア～エの拡大防止措置をいずれか一つでも実施していない場合（共済金40%免責）
    - ア. 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと。
    - イ. 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること。
    - ウ. 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること。
    - エ. 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器等の血液が付着する物品は洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること。
  - ・と畜後又は譲渡後に牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故において、関係書類を受け取った後3日以内に弊組合にご連絡がなかった場合（共済金10%免責）

## （4）共済掛金期間

### 契約概要

原則、1年間となります。ただし、始期又は終期を統一する必要がある場合には1年未満とすることができます。

## (5) 共済価額

### 契約概要

包括共済家畜区分ごとに、1頭ごとの評価額を合計したものが共済価額となります。評価額は家畜市場等における過去1年間の取引価格を基に平均価額を算定したものです。固定資産に該当する包括共済家畜区分は共済掛金期間開始時又は導入時の評価額、棚卸資産に該当する包括共済家畜区分は共済掛金期間満了時又は棚卸資産としての最高月齢のどちらか若い月齢の評価額を用います。

## (6) 共済金額

### 契約概要

共済価額に付保割合を乗じて算出します。付保割合は80%～20%の範囲で選択できます。

## (7) 共済金

### 契約概要

### 注意喚起情報

次のA、Bの内、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

A：（事故家畜の評価額－肉皮等残存物価額又は廃用家畜の価額－補償金）×付保割合

B：事故家畜の評価額－肉皮等残存物価額又は廃用家畜の価額－補償金－手当金

※Aの場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※固定資産に該当する包括共済家畜区分については、共済掛金期間開始時又は導入時の月齢の評価額、

棚卸資産に該当する包括共済家畜区分については事故時点の月齢の評価額を用います。

※肉皮等残存物価額又は廃用家畜の価額はC1又はC2の平均枝肉価額等を用いて算定した値が下限となります。

※一般事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

## (8) 他人の家畜の扱い

### 契約概要

### 注意喚起情報

他人の家畜を飼養する方がご契約された場合、所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有することになります。当該ご契約者は損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、弊組合に対して共済金を請求することができます。

## (9) 納入額と払込方法等

### 契約概要

#### ①共済掛金

共済金額×共済掛金率によって算出されます。

共済掛金の50%に相当する金額を国が負担（国庫負担共済掛金）し、残りをご契約者が負担（組合員等負担共済掛金）します。国庫負担共済掛金は、包括共済家畜区分ごとに定められた金額が上限となります。

なお、共済金額に乘じる共済掛金率は、群馬県内の過去20年間の被害率と、ご契約者ごとの過去の損害率に応じて毎年更新される危険段階別共済掛金率の区分に応じて毎年見直されます。

#### ②納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したもの（以下「共済掛金等」）になります。

#### ③払込方法

原則、口座振替をおすすめしておりますが、お振込みも可能です。

また、共済掛金期間が6か月以上で組合員等負担共済掛金が3万円以上の場合には、保証人を立てていただくことで分割払いも可能です。

○口座振替対応金融機関は次のとおりです。

- ・群馬県内JA
- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・足利銀行
- ・しののめ信用金庫
- ・利根郡信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・桐生信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・アイオー信用金庫
- ・館林信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・群馬県信用組合
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・あかぎ信用組合
- ・ゆうちょ銀行

#### ④払込期限

共済掛金期間開始日の前日までに払込みください。ただし、継続加入の場合には直前の共済掛金期間満了日の翌日から起算して2週間、払込期限の猶予期間が設定されます。この猶予期間は分割払い時の払込期限にも適用されます。

期限までの払込みが確認できない場合は、共済関係が失効となります。また、分割払いの2回目以降の払込みが確認できない場合は、分割払い払込期限の翌日から払込みまでの間の共済事故は全額免責となりますのでご注意ください。

### (10) 満期返戻金・契約者配当金

#### 契約概要

満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1) 告知義務

#### 注意喚起情報

ご契約者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、弊組合が告知を求めたものとなります。故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1) 通知義務

#### 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

#### ①共済事故が発生した場合

- ・死亡又は廃用となった場合
- ・と畜場等で、BSE又は牛伝染性リンパ腫と診断された場合
- ・行方不明となった場合

共済金の請求をされる際には、検査書又は診断書、廃用関係書類等の提出が必要になります。

#### ②共済目的に異動が発生した場合

- ・農場の譲受け、畜舎の増築等により飼養頭数が大幅に増加した場合
- ・共済事故（火災・自然災害・伝染病等）の発生による飼養頭数の減少を補うため家畜を導入した場合
- ・養畜の業務の規模の著しい変更に伴い家畜を飼養しないこととなった場合

#### ③農業経営収入保険（以下「収入保険」）に加入する場合

### (2) 異動に伴う契約変更

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

共済目的に異動が発生した際には飼養状況を確認させていただき、異動日付で共済金額を変更後の共済価額に変更前の付保割合を乗じた値に変更します。なお、共済価額が増額する場合には異動日から2週間以内にご連絡いただければ、変更前の共済金額又は変更後の共済価額の20%に相当する金額の内いずれか高い金額まで共済金額を変更することができます。変更内容に基づき共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

### (3) 期末調整

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

共済掛金期間満了後、トレサ情報又は飼養状況等に基づき当該共済掛金期間の共済掛金等及び共済金の再計算を行います（以下「期末調整」）。期末調整の結果によって、共済掛金等及び共済金の追加納入又は払い戻しが発生します。養畜の業務の全部又は一部をやめた場合及び収入保険へ移行した場合も同様に期末調整を行います。

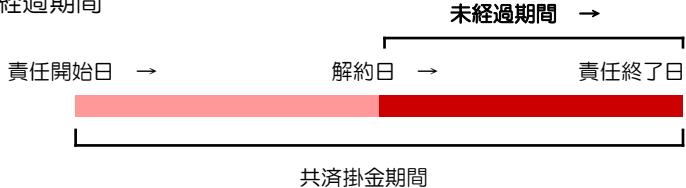
## (4) 収入保険への移行に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

又レ子、乳用種雌牛、廃用牛の販売を行っているご契約者が共済掛金期間中に保険期間が開始する収入保険に加入した際には、死亡廃用共済との同時加入はできません。そのため、死亡廃用共済の共済関係を解除、共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

### ★未経過期間



## (5) 養畜の業務をやめたことに伴う契約解除

契約概要

注意喚起情報

養畜の業務をやめたことに伴い共済関係を解除される場合には、弊組合に申し出てください。弊組合にて現地確認等を行い事実関係に相違がなければお申し込みのあった日で共済関係を解除、共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

## (6) 共済契約の承継

契約概要

譲渡人が養畜の業務を廃止した場合に限り譲受人がご契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、弊組合に承諾の申請を行ってください。後日、承諾可否を通知いたします。

※譲受人が既に家畜共済に加入している場合には、共済契約の承継ではなく共済目的の異動として扱います。

## (7) 途中解約

契約概要

注意喚起情報

共済掛金期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

# 4 その他ご留意いただきたいこと

## (1) 財務状況悪化時等の取扱い

注意喚起情報

国と保険関係を結び危険分散を図っていますが、弊組合の業務又は財産の状況の変化によって共済金、解約返戻金等のお支払いを一部凍結する場合があります。

## (2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報については次のとおり利用しますが、詳しくは弊組合のホームページをご覧ください。

- ・引受の審査、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの案内・充実を行うために利用します。また、本共済契約に関する利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。
- ・弊組合は農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で必要な範囲で利用することができます。
- ・法令において必要とされる場合、必要な範囲で第三者に提供することができます。

### (3) 重大事由による解除

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

次の事項に該当した場合、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

- ・弊組合に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ・共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員であることが判明した場合
- ・上記のほか、弊組合からの信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生した場合

### (4) 重大事由による解除の一部例外

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

トレサ情報又は帳簿、その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することについて協力を得られない場合には、「(3) 重大事由による解除」と同様に共済関係を解除します。ただし、この場合には期末調整を行います。期末調整の結果によって、共済掛金等及び共済金の追加納入又は払い戻しが発生します。



規程等については、弊組合のホームページに掲載してあります。「NOSAIぐんま」又は「群馬県農業共済組合」で検索するか、下のQRコードをご利用ください。



NOSAIぐんま

各種お問い合わせ、共済金の請求は以下の窓口までお願いします。受付は平日の8時30分から17時15分までとなります。

| 支所名  | 住所                                  | TEL          | FAX          | 管轄地域  |
|------|-------------------------------------|--------------|--------------|---|
| 中央支所 | 〒371-0847<br>前橋市大友町<br>1-3-12<br>1階 | 027-254-2070 | 027-254-2077 | ・前橋市・伊勢崎市・玉村町   |
| 西支所  | 〒370-0084<br>高崎市菊地町<br>563          | 027-344-2181 | 027-344-2184 | ・高崎市・安中市・藤岡市・上野村<br>・神流町・富岡市・下仁田町<br>・南牧村・甘楽町                                 |
| 北支所  | 〒377-0203<br>渋川市吹屋<br>370 1階        | 0279-26-2600 | 0279-26-2601 | ・渋川市・榛東村・吉岡町・中之条町<br>・長野原町・嬬恋村・草津町<br>・高山村・東吾妻町・沼田市<br>・片品村・川場村・昭和村<br>・みなかみ町 |
| 東支所  | 〒373-0806<br>太田市龍舞町<br>589-3        | 0276-47-5600 | 0276-47-5601 | ・太田市・桐生市・みどり市<br>・館林市・板倉町・明和町<br>・千代田町・大泉町・邑楽町                                |

※Webでのお問い合わせは、ホームページ内のお問い合わせフォーム、又は右のQRコードよりお願いします。

